

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年8月14日
【発行者の名称】	応研株式会社 (OHKEN Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 原田 明治
【本店の所在の場所】	福岡市中央区天神四丁目8番9号応研ビル
【電話番号】	092-715-2789
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 江口 健太郎
【担当 J－A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、普通株式を2026年9月18日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	応研株式会社 https://www.ohken.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J－A d v i s e r が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J－A d v i s e r を選任する必要があります。J－A d v i s e r の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期	第41期	第42期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	5,150	5,450	6,089
経常利益 (百万円)	1,522	1,641	1,944
当期純利益 (百万円)	1,053	1,117	1,329
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
純資産額 (百万円)	9,184	9,984	10,980
総資産額 (百万円)	15,890	17,412	18,798
1株当たり純資産額 (円)	1,996.63	2,170.52	2,387.01
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	690,000 (—)	725,000 (—)	876,000 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	229.05	242.90	288.99
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	57.8	57.3	58.4
自己資本利益率 (%)	12.0	11.7	12.7
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	30.1	29.8	30.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	1,798	1,513
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△644	△1,376
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△317	△333
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	—	10,908	10,710
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人数) (人)	335 (1)	339 (1)	355 (1)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、2026年5月18日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行いました。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第42期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第40期から第41期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 第40期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

2【沿革】

当社の創業者である代表取締役原田明治は、株式会社原田アソシエイツに入社後、マイクロコンピュータ（現パーソナルコンピュータ）の将来性に着目し、ソフトウェア開発業務を通じて培った業界の基礎技術と実務経験を基盤として、1980年11月に「大名マイコン学院」を設立し、福岡県福岡市内において個人創業いたしました。

当社が個人創業から法人組織へと移行する1980年代前半は、オフィスオートメーション（OA）の黎明期にあり、パーソナルコンピュータの普及に伴って企業における業務効率化への関心が高まりつつありました。当時のソフトウェア開発業界は大型コンピュータ向けの個別受託開発が主流であり、中小企業がシステムを導入するには多大なコストが障壁となっておりました。そのため、安価なパソコンで動作する汎用業務ソフトウェアへのニーズが急速に高まるなど、業界全体がパッケージソフトウェア市場の形成という大きな転換期を迎えておりました。

このような事業環境のもと創業者は、当初「大名マイコン学院」の運営を行う一方、1981年には個別の業務・業種向けソフトウェア開発に着手いたしました。同学院の受講生である企業経営者等から実務効率化への要望を多数受ける中で、中小企業における業務ソフトウェアへの強い潜在需要を確信いたしました。特に、製品の標準化により中長期的に安定した収益基盤を構築できるパッケージソフトウェアの優位性に着目し、あらゆる企業の共通業務である「会計」分野のパッケージ化を決意。組織的な事業展開と社会的信用力の向上を目的に、1985年4月に当社（旧商号：応用電算技研株式会社）を設立いたしました。

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
1985年4月	応用電算技研株式会社（現 応研株式会社）を設立
1985年4月	東京支店（現 東京本社）を開設
1986年1月	財務会計システム「大蔵大臣」発売（オンプレミス製品販売及び保守サービスの開始）
1989年12月	大阪府大阪市中央区に大阪支店を開設
1994年11月	商号を応研株式会社に変更
1997年12月	愛知県名古屋市中区に名古屋営業所（現 名古屋支店）を開設 宮城県仙台市青葉区に仙台営業所（現 仙台支店）を開設 愛媛県松山市に四国営業所を開設
1998年12月	広島県広島市（現 中区）に広島営業所を開設
2002年4月	福岡市中央区天神に応研ビル完成、本社移転
2004年5月	石川県金沢市に金沢営業所を開設
2006年5月	東京本社を東京都新宿区に移転（新宿住友ビル 40F）
2011年8月	仙台営業所を宮城県仙台市青葉区に移転
2011年12月	渋谷区代々木のオフィスビルを取得、応研新宿ビルとして東京本社を移転
2012年2月	大阪支店を大阪府大阪市北区に移転（住友中之島ビル）
2014年12月	名古屋営業所、仙台営業所を支店に昇格
2015年6月	札幌営業所を北海道札幌市中央区に移転
2016年2月	「福祉大臣NXクラウド」（大臣NXシリーズのクラウド運用サービス）開始
2018年11月	広島営業所を広島県広島市中区に移転
2020年6月	大阪支店を大阪府大阪市北区に移転（中之島フェスティバルタワー）
2022年6月	名古屋支店を愛知県名古屋市東区に移転（アーバンネット名古屋ネクスタビル）
2025年8月	福岡県福岡市中央区に新本社ビル竣工、福岡本社を新本社ビルに移転

3 【事業の内容】

当社は、「お客様と共に喜びを追求し続ける創造企業(ソフトハウス)」の企業使命感の下、ロングセラーの会計ソフト「大蔵大臣」をはじめとした自社ブランド『大臣シリーズ』を開発し、販売パートナー企業を通じてエンドユーザー企業に提供しております。『大臣シリーズ』は財務会計／人事労務管理／販売管理／顧客管理など企業の基幹業務のためのパッケージアプリ／クラウドサービスで、AIや機械学習、Webアプリ・スマホアプリといった最新技術を積極的に取り入れ、より便利で使いやすい製品を提案し、全国の企業と様々な組織を支えています。

当社の経営上の最大の特徴は、自社による直接販売に依存せず、長年にわたり強固な信頼関係を築き上げてきた「全国の販売代理店網」を通じて製品・サービスを提供する「間接販売モデル」を主軸としている点にあります。このパートナーネットワークには、全国主要都市のシステムインテグレーター（SIer）、大手OA機器販売会社、文具・事務用品ディーラー、ならびに会計事務所や社会保険労務士事務所等の専門家層が含まれており、地域密着型のきめ細かなアプローチと効率的な全国展開を同時に実現しております。

また、当社は、福岡本社および東京本社の2本社体制を敷くことで、開発・サポート機能の迅速な連携と、激甚災害発生時におけるビジネス継続性（BCP）を確保するとともに、セコム株式会社等の強力なセキュリティパートナーとのアライアンスを通じて、堅牢なITインフラを顧客に提供しております。

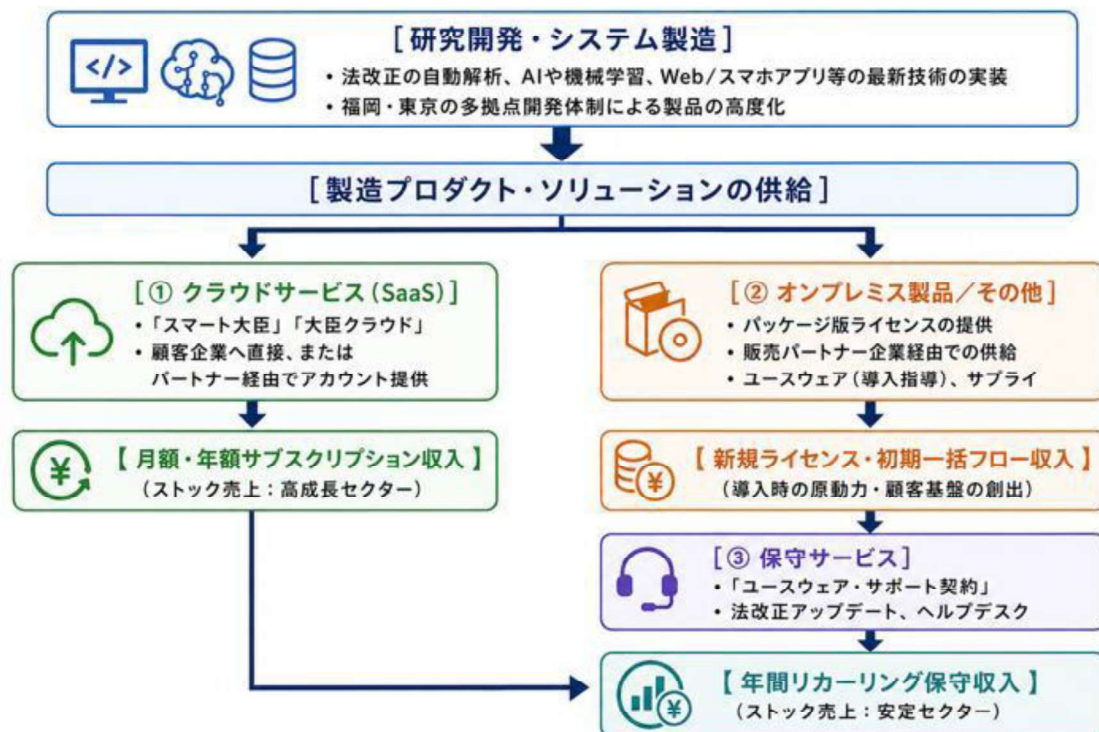
契約形態としましては、販売代理店と当社は取引基本契約を締結しており、販売代理店は、当社から卸価格で仕入れて標準価格等でエンドユーザーに販売しています。

エンドユーザーは販売代理店の顧客であり、当社システムの導入に際して、エンドユーザーと販売代理店は売買契約を締結します。

収益構造におきましては、新規顧客の獲得やシステムリプレイス時に発生するライセンス売上・導入指導料等の「フロー収入」を原動力として顧客基盤を拡大し、導入後に発生するクラウド利用料や年間保守サービス契約料等の「ストック収入」によって中長期的に安定したキャッシュ・フローを積み上げる、高収益かつ強靱な「リカーリング・ビジネスモデル」を確立しております。

なお、当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、以下については製品・サービス区分別に記載しております。

※当社の業務バリューチェーン及び収益構造図



当社の事業は、顧客のITインフラ環境、予算、運用の志向性に応じて最適な選択が可能となるよう、以下の3つの主要サービスに区分して展開しております。

① クラウドサービスの提供

主として、サーバーの自社保有・管理に伴う運用の負担を軽減し、場所を選ばない柔軟な働き方を推進する中小・中堅企業向けに、インターネット経由で『大臣シリーズ』の各機能を提供するSaaS (Software as a Service) 型ソリューション (「スマート大臣」および「大臣クラウド」) を展開しております。

■ 具体的なサービス内容と機能

財務会計 (大蔵大臣)、給与計算 (給与大臣)、人事労務 (人事大臣)、販売・仕入・在庫管理 (販売大臣) などの主要な業務領域を網羅しております。外部の堅牢なデータセンターおよび最先端のクラウドインフラ (Microsoft Azure、AWS等) を採用し、通信およびデータの高度な暗号化、多要素認証、自動バックアップ体制を標準装備しております。

また、Webアプリ・スマホアプリといった最新技術の強みを活かし、外出先からの経費入力やスマートフォンでの給与明細確認など、デバイスを選ばない利便性を提供するとともに、APIを介して他社の勤怠管理システム等の外部SaaSツールとシームレスにデータ連携を行うエコシステムを構築しております。

■ 顧客側のメリット

自社でのサーバー導入コストやシステム管理者の人件費が不要となるだけでなく、保守サービスの内容を包含しておりますので、税制改正や社会保険料率の改定、労働基準法等の法改正が行われた際には、クラウド側で自動的にシステムアップデートが適用されます。これにより、ユーザーは業務を中断することなく、常に最新かつ法令に準拠したシステムを利用できる環境が担保されます。

■ 収益特性

本サービスは、年額のサブスクリプション方式を採用しており、契約期間中は継続的に利用料収入が発生するストック型の収益モデルとなっています。低い解約率を背景に既存契約からの継続収益が安定的に積み上がるほか、新規顧客の獲得により収益基盤が拡大するため、高い成長性と収益の安定性を両立できる点が特徴です。このため、当社の中長期的な成長を支える重要な戦略セクターとして位置づけられています。

② オンプレミス製品の販売 / その他 (導入指導サービス・大臣サブライ)

顧客企業の社内ローカルネットワーク (LAN) や専用サーバーにソフトウェアを直接インストールして運用する「オンプレミス型ライセンス販売」、およびシステムの立ち上げを支援する「導入指導サービス」の提供、システムに連動する専用帳票「大臣サブライ」の販売を行っております。

■ 具体的なサービス内容と機能

◆ オンプレミス製品 (ライセンス販売)

大量データの高速処理、独自の業務フローに合わせた柔軟なカスタマイズ (SDKによるアドオン開発)、あるいは独自のセキュリティポリシーによりデータを社外 (クラウド) に出せない中堅・大手企業、医療法人、福祉法人等のニーズに対応しております。スタンドアロン (PC1台) から、P2P (複数台でのデータ共有)、LAN/WAN環境でのマルチユーザー運用まで、柔軟なネットワークトポロジに対応する製品ラインナップを有しております。

◆ 導入指導サービス (ユースウェア)

システムの導入初期におけるマスターデータの移行、業務フローに合わせたパラメータ設定、各種帳票の設定、および実務担当者への操作指導を、当社の専門インストラクターや認定パートナーが訪問またはリモートにて実施します。これにより、基幹システムリプレイス時における最大のボトルネックとなる「稼働遅延リスク」を排除し、早期の安定稼働を支援します。

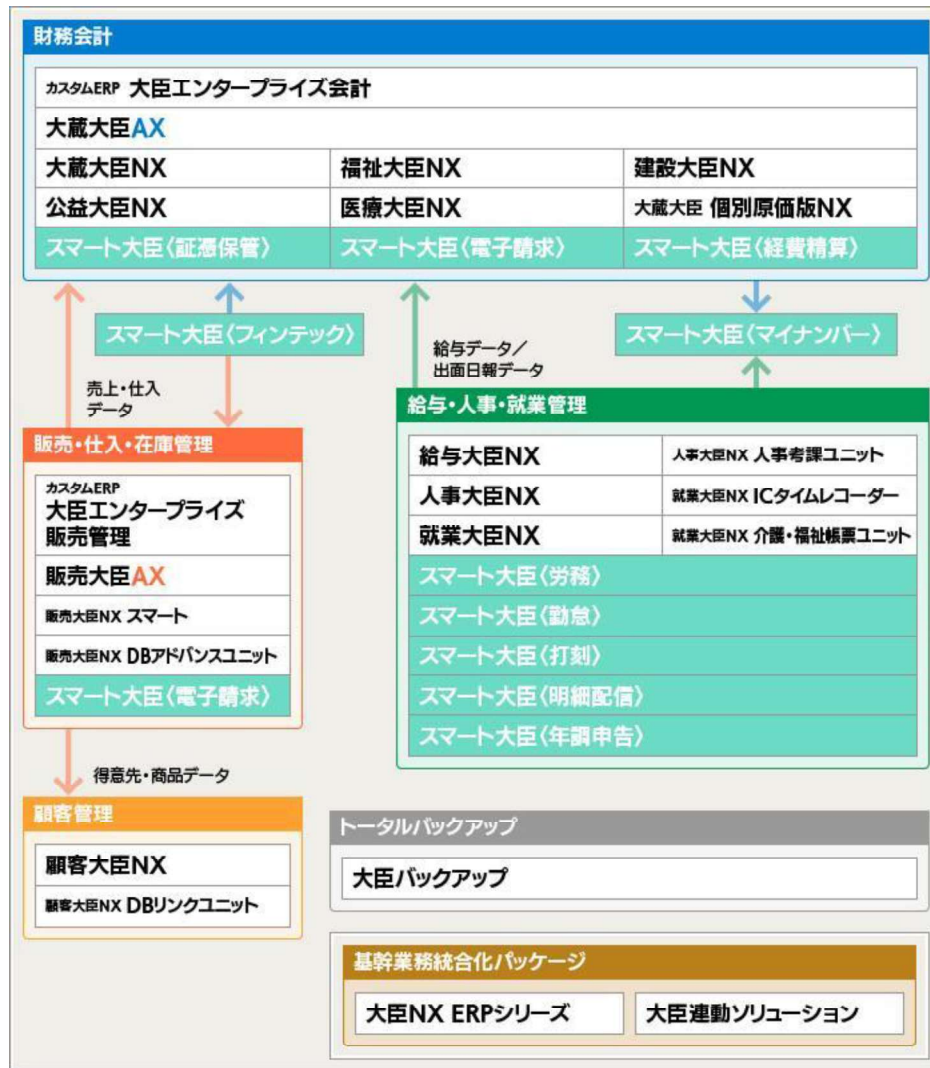
◆ 大臣サブライ (消耗品販売)

『大臣シリーズ』から直接、ズレなく正確に高速印刷できるよう設計された専用の請求書、納品物、給与明細書、源泉徴収票等の高品質な専用帳票やレーザープリンタ用サブライ品を提供しております。

■ 収益特性

本区分は、製品の出荷時やサービス提供完了 (検収) 時に一括して売上高が計上される「フロー収入」の特性を有しております。設備投資需要やWindowsのOSリプレイス、大規模な法的割当 (インボイス制度導入等) の時期に大きな需要喚起が発生し、短期的な業績のスパイク (急拡大) を生み出すとともに、後述する保守サービス加入顧客を新規に創出するための重要なタッチポイントとなっています。

※当社の製品ラインアップ



③ 保守サービス

オンプレミス製品（パッケージ版）を導入した顧客企業に対し、システムの安定的・持続的な稼働を保証し、法改正へのキャッチアップを完全にサポートするための年間保守サービスを提供しております。

■ 具体的なサービス内容と機能

◆ 法改正・制度改正対応プログラムの無償提供

消費税率の変更、インボイス制度（適格請求書等保存方式）、電子帳簿保存法、定額減税、各種社会保険料率の改定など、基幹業務において日常的に発生する法改正情報を当社の開発チームが迅速に解析し、これに対応するアップデート版プログラム（ディスクまたはダウンロード形式）を、保守サービス期間中、追加費用なしでタイムリーに提供します。

◆ 専門ヘルプデスクによるテクニカルサポート

製品の操作方法から、データバックアップの手順、PCリプレイス時のシステム移行、万が一のデータ破損やエラー発生時の復旧支援にいたるまで、高度な業務知識（会計・給与等）とITスキルを兼ね備えた専任スタッフが、電話、メール、またはリモート操作（遠隔支援）を用いて迅速に対応します。

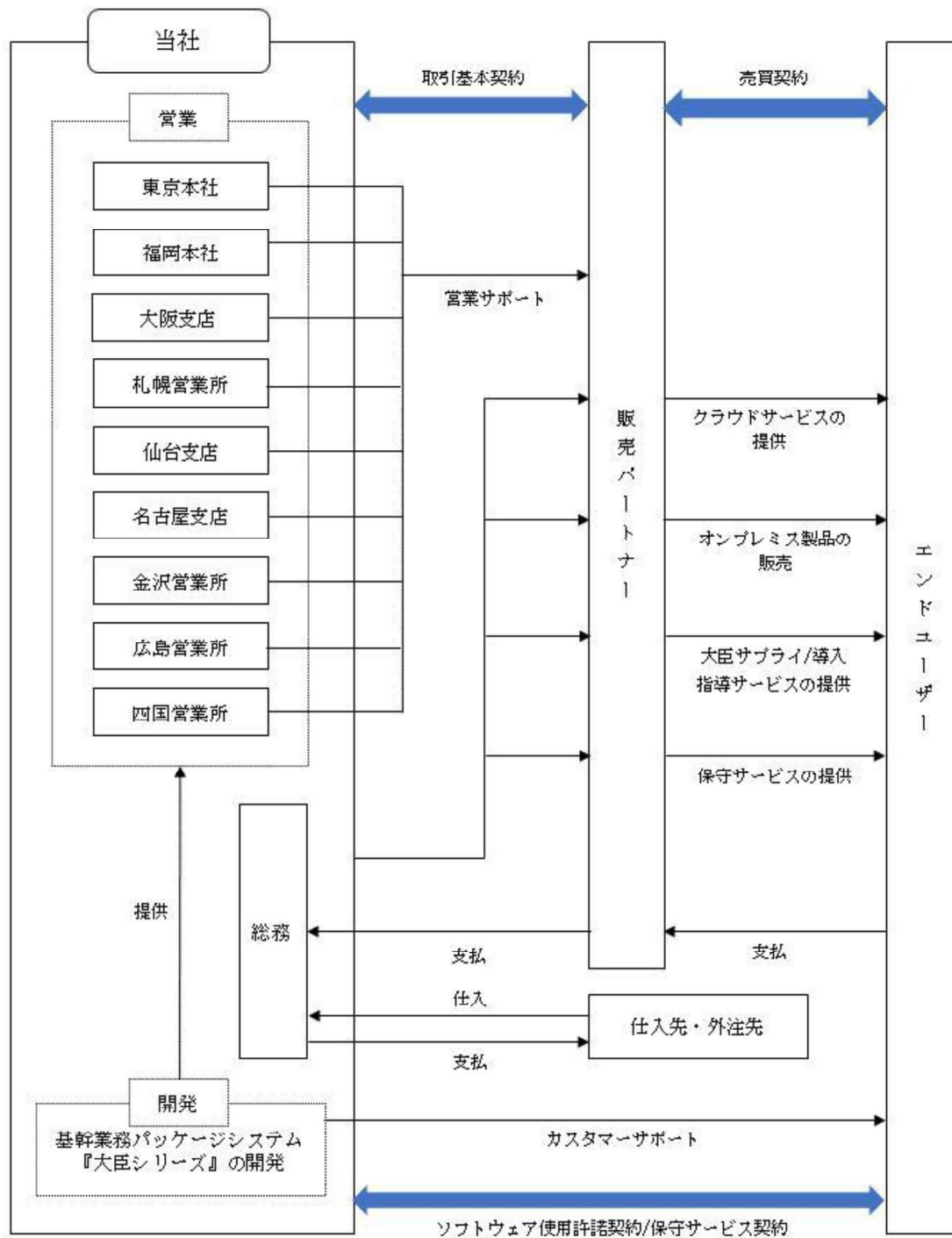
■ 収益特性

企業の根幹たる基幹業務（給与が計算できない、決算が組めない等の事態は許されないため）において、保守サービスの未加入・解約は顧客にとって高いリスクとなります。そのため、当社の保守サービスは79.2%の加入率（全ユーザー数に対する保守サービス加入ユーザー数の割合）を誇っております。

この保守サービスは、景気後退局面においても解約されにくい性質を持っており、将来の売上予測を高い精度で可能にする「安定型のストック収入（ベースロード収入）」として機能し、当社が新しい研究開発に積極投資できる原資となる、経営の最大盤石たる基盤を構成しています。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年7月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
372（1）	33.3	9.9	5,489

- （注） 1．当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
- 2．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、インバウンド需要や内需のゆるやかな回復が見られたものの、物価上昇や円安による影響もあり、先行きが不透明な状況が続いております。当社が属する情報サービス産業においては、前事業年度のような法改正等のトピックはなく、緩やかな動きに終始しました。

当社では、「大臣クラウド」「スマート大臣」のクラウドサービスが前期比122.9%と大きく伸びております。また、オンプレミス製品の新規導入や既存ユーザーのバージョンアップも前期比110.4%と伸びておりますが、オンプレミス製品ユーザーの保守サービス加入は前期比101.5%とほぼ前事業年度並みにとどまりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は6,089百万円（前期比11.7%増）、営業利益は1,940百万円（同20.2%増）、経常利益は1,944百万円（同18.5%増）、当期純利益は1,329百万円（同19.0%増）となりました。

なお、当社は、ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前事業年度末に比べて197百万円減少し、10,710百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は、1,513百万円（前期1,798百万円の収入）となりました。

主なプラス要因は、税引前当期純利益の計上額1,944百万円及び契約負債の増加額310百万円等であり、主なマイナス要因は、売上債権の増加額77百万円、前払費用の増加額75百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,376百万円（前期644百万円の支出）となりました。

主な支出は、福岡本社ビル建築工事代金の支払いによる支出1,368百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、333百万円（前期317百万円の支出）となりました。

これは、配当金の支払額333百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は生産活動を行っておらず、また、受注から販売までの期間も比較的短期であることから、記載しておりません。

(3) 販売実績

当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。当事業年度の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	前年同期比 (%)
クラウドサービス (百万円)	2,214	122.9
オンプレミス製品他 (百万円)	2,130	110.4
保守サービス (百万円)	1,744	101.5
合計 (百万円)	6,089	111.7

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)		当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
株式会社リコー	1,228	22.5	1,396	22.9

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。当社事業に関連した課題は下記のとおりであります。

(1) 優秀な人材の確保及び育成

持続的な企業成長を実現する上で、優秀な人材の確保および育成は最も重要な経営課題の一つです。少子高齢化の進展や人材の流動化、技術革新の加速により、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、当社は優秀な人材の採用を推進するとともに、社員一人ひとりが専門性を高め、挑戦できる環境を整備しています。教育研修制度やキャリア支援施策の強化を通じて、人材の定着と成長を支援し、組織全体の競争力向上につなげてまいります。

(2) 技術変化への適応

AIやDXをはじめとする技術革新は、産業構造や顧客ニーズを大きく変化させており、従来のビジネスモデルにも影響を与えています。当社が持続的に成長するためには、こうした技術変化を的確に捉え、事業活動へ柔軟に取り入れることが不可欠です。当社はAIの活用による業務効率化や新サービス創出、DX推進による価値提供力の強化を進め、競争力の維持・向上を図ってまいります。

(3) 営業・マーケティングの強化

市場環境の変化や顧客ニーズの多様化に対応するためには、従来型の営業活動に加え、デジタル技術を活用した営業・マーケティングの強化が不可欠です。当社はオンラインチャネルを通じた効率的な営業活動、AIやデータ分析を活用した顧客理解の深化、デジタルマーケティングによる精緻なターゲティングを推進しています。これにより、顧客満足度の向上と新たな需要の創出を実現し、持続的な成長につなげてまいります。

(4) 情報管理体制の強化

情報セキュリティや個人情報保護に対する社会的要請は年々高まっており、適切な情報管理体制の整備は企業にとって重要な課題となっています。不十分な情報管理は、顧客や取引先の信頼を損なうリスクにつながる一方、堅牢な体制を構築することは企業価値の向上に直結します。当社は、情報管理に関する規程やガイドラインの徹底、システム面でのセキュリティ強化、社員教育の継続的实施を通じて、情報資産の保護と信頼性の高い事業運営を実現してまいります。

(5) 内部管理体制の改善

企業を取り巻く事業環境の複雑化や法規制の高度化に伴い、内部管理体制の改善は重要な経営課題となっています。不十分な管理体制は、法令違反や不正リスクを高め、企業価値を損なう可能性があります。一方で、内部管理体制を強化・改善することは、ガバナンスの向上や業務の効率化につながり、持続的な成長の基盤となります。当社は内部統制の徹底、リスクマネジメント体制の整備、コンプライアンス教育の充実を通じて、健全かつ透明性の高い経営を実現してまいります。

(6) コンプライアンスの遵守

企業活動において法令や社会規範を遵守することは、持続的成長と社会的信頼の確立に不可欠です。コンプライアンス違反は企業価値の毀損や取引停止など重大なリスクを招く一方、遵守体制を強化することは、企業の透明性や信頼性を高める機会となります。当社は法令遵守を経営の最優先課題の一つと位置づけ、内部規程の整備、社員教育の徹底、内部通報制度の活用などを通じて、健全で誠実な事業活動を推進してまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

1. 事業環境・市場に関するリスク

(1) クラウド（SaaS）市場へのシフトおよび競争激化について

当社は、基幹業務用パッケージソフトウェア「大臣シリーズ」およびクラウドサービス「スマート大臣」「大臣クラウド」の提供を行っております。近年、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に伴い、従来のオンプレミス（自社保有型）システムからクラウド（SaaS）型システムへの移行が急速に進行しております。

当社はクラウド製品の拡充および既存ユーザーのクラウド移行を積極的に推進しておりますが、市場のシフトが当社の想定以上の速度で進行した場合、あるいは先行するSaaS専門ベンダーや他の大手ERPベンダーとの機能・価格競争において優位性を維持できない場合、当社のシェア低下や既存パッケージ製品の保守サービスの解約を招き、当社の業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 各種法的制度改正への対応について

当社の主要プロダクトである財務会計、給与計算、人事労務、販売管理等のシステムは、税制改正、電子帳簿保存法、インボイス制度、労働基準法改正等の法的制度改正と密接に連動しております。これらの法改正は、ユーザー企業におけるシステムリプレイスやアップデートの需要を喚起する機会となる一方で、当社開発部門にとっては短期間での迅速かつ正確な製品アップデートを余儀なくされる要因となります。

万が一、法改正の施行時期までに開発が間に合わない場合、あるいはアップデートされたソフトウェアに重大な不具合（計算ミスや処理遅延など）が生じた場合、当社製品の信用失墜、ユーザーへの損害賠償の発生、さらには次期開発計画の遅延へと繋がり、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

2. 販売・流通に関するリスク

(1) 販売代理店（パートナー）網への依存について

当社製品の販売は、全国のシステムインテグレーター、大手のOA機器販売会社、および会計事務所等の販売代理店（販売パートナー）を経由した間接販売が大きな割合を占めております。これにより効率的な全国展開を実現している一方で、特定の主要代理店との契約関係に変更が生じた場合、あるいは代理店側が競合他社製品の販売に注力する方針に転換した場合、当社の販売チャネルが細り、売上高が減少するリスクがあります。

当社は代理店向けの支援体制（インストラクター指導サービスの強化等）の拡充に努めておりますが、パートナーシップの維持・拡大が計画通りに進まない場合は、業績に影響を与える可能性があります。

(2) 特定取引先への依存について

当社の事業において、株式会社リコー（以下、「リコー社」という）が占める売上は当事業年度の売上全体の約23%となっております。そのため、新規取引先の開拓を進め、特定取引先に対する依存度の低下に取り組んでおります。リコー社とは20年以上取引を続けており良好な関係ではありますが、リコー社の経営判断、動向、その他の理由によっては当社との取引が減少する恐れがあり、その場合、現時点の依存度合では当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、日本ビジネスシステムズ株式会社（以下、「JBS社」という）、ダイワボウ情報システム株式会社（以下、「DIS社」という）からの仕入は当事業年度の仕入全体のそれぞれ約56%、約34%となっております。両社は日本マイクロソフト株式会社（以下、「MS社」という）の特約店であり、MS社が提供するクラウドサービスやソフトウェアライセンスを仕入れております。DIS社とは20年以上取引を続けており、またJBS社は2020年にMS社からの紹介で取引が始まり、両社とは非常に良好な関係ではありますが、MS社や両社の経営判断、動向、その他の理由によっては当社との取引が減少する恐れがあり、その場合、現時点の依存度合では当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 既存顧客の解約およびストックビジネスの継続性について

当社のビジネスモデルは、パッケージソフトウェアの販売（フロー収入）に加え、年間のユースウェア・サポート契約やクラウドサービスの月額・年額利用料（ストック収入）により、安定的な収益基盤を構築している点に強みがあります。基幹業務システムは他社製品へのリプレイスコスト（スイッチングコスト）が高いため、一般的に解約率は低水準で推移しております。

しかしながら、当社製品の主要なユーザー層である中小企業・小規模事業者において、国内景気の低迷に伴う

倒産・廃業の増加、あるいはIT投資予算の削減が進行した場合、保守サービスの更新拒絶やクラウドサービスの解約が想定を超えて増加するリスクがあります。また、安価な単機能型SaaS等の台頭に対してカスタマーサクセス（顧客満足度の向上・定着化支援）体制が十分に機能しなかった場合、ストック収入の維持・拡大が停滞し、当社の長期的な成長性と収益性に重大な影響を及ぼす可能性があります。

3. 組織・労務に関するリスク

(1) 専門人材の確保・育成および労務管理について

当社の持続的な成長には、高度な業務知識（会計・人事労務等）を有する開発エンジニア、サポート要員、および営業人材の確保・育成が不可欠です。IT人材の獲得競争が激化するなか、計画通りの採用が進まない場合や、既存のコア人材が流出した場合、製品開発力やサポート品質が低下するリスクがあります。

また、製品リリース時期（特に大規模な法改正対応時など）における開発部門の業務負荷のコントロールは重要な課題です。当社では客観的な労働時間の把握や36協定の遵守など労務ガバナンスの徹底に努めておりますが、万が一、長時間労働による健康障害や労務コンプライアンス違反が発生した場合、社会的信用の失墜や採用力の低下を招き、事業運営に支障をきたす可能性があります。

(2) 内部管理体制（コーポレート・ガバナンス）の構築および維持コストについて

当社は、持続的な成長と上場企業としての社会的責任を果たすため、内部統制システムの整備、コンプライアンスの徹底、およびリスク管理体制の強化を進めております。しかしながら、事業規模の拡大に対して内部管理体制の構築・運用が適時に追いつかない場合、適切なコーポレート・ガバナンスが機能せず、不祥事や業務上の過誤が発生する可能性があります。

また、TOKYO PRO Market上場に伴い、適時開示体制の維持や、J-Adviser・監査法人への対応、内部統制監査等に係る費用（ディスクロージャーコスト）が増加します。当社の管理部門は比較的小数で構成されているため、急な要員の退職や業務負荷の急増があった場合、開示の遅延や内部管理の機能不全が生じ、事業運営に支障をきたす可能性があります。

(3) 特定人物への依存に関するリスク

当社の創業者である代表取締役原田明治は、当社の大株主であり、同氏の資産管理会社の所有株式数を含めると、本書公表日現在、発行済株式総数の99.6%（自己株式除く）の議決権を所有しております。就任以来事業を牽引し、大きく成長させて参りました。現在も当社の経営戦略、組織運営の推進において重要な役割を担っております。今後も支配株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。同氏は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により、大株主である同氏の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

また、同氏が何らかの事情により業務執行を継続できなくなった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 配当に関するリスク

当社では、自己資本の充実と成長投資を行う一方、株主還元の最適なバランスを実現する資本政策を目指しております。組織体制、システム環境整備への投資の財源として資金を有効活用しながら、株主配当については安定的な収益基盤の着実な成長に応じて配当を行ってまいります。しかしながら、事業計画が計画どおりに進捗しない場合等、当社の業績が悪化した場合、配当の減少若しくは配当を行うことができない可能性があります。

4. 開発・技術に関するリスク

(1) 知的財産権およびオープンソースソフトウェア（OSS）の利用について

当社が開発・提供するソフトウェア製品において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、商標権等）を侵害しないよう、開発プロセスの管理や事前の権利調査を徹底しております。しかしながら、当社の認識が及ばない範囲で第三者の権利を侵害しているとして、訴訟の提起や開発・販売の差し止め請求、損害賠償請求等が発生するリスクを完全に排除することはできません。

また、製品開発の効率化のために一部でオープンソースソフトウェア（OSS）を利用しております。OSSのライセンス条件に変更があった場合、あるいは利用しているOSSに重大な脆弱性が発見された場合、ソースコードの開示義務への対応や修正開発のために、多大なコストの発生や製品の社会的信用の低下を招くリスクがあります。

(2) 開発業務等における外部委託（外注先）への依存および外注費高騰のリスク

当社は、主力製品である「大臣シリーズ」等の基本設計やコア技術の開発は自社社員を中心に行っておりますが、周辺機能の開発、特定のモジュール、およびリリース前の評価・検証フェーズ等の一部業務においては、外部のシステム開発会社やパートナー企業（外注先）へ委託、あるいはSES（システムエンジニアリングサービス）を活用しております。これにより、開発案件の増減に応じた柔軟なリソース調整を可能にしております。

しかしながら、IT業界全体における深刻な人材不足を背景に、優秀なエンジニアを抱える外注先の確保が年々困難になっており、外注単価（人月単価）の上昇傾向が続いております。外注先との契約関係の解消やリソース不足により計画通りの開発体制が構築できない場合、あるいは外注費の急激な高騰を製品価格やサービス利用料へ適時に転嫁できない場合、製品リリースの遅延や売上原価率の上昇を招き、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 財務・会計に関するリスク

(1) ソフトウェア（無形固定資産）の減損リスクについて

当社は、基幹業務用パッケージソフトウェアの機能強化、および「スマート大臣」「大臣クラウド」をはじめとするクラウドプラットフォームの拡充・新規開発のため、継続的に多額の研究開発投資を行っております。また、当社の社内業務の効率化を進めるためのソフトウェアの制作も行っております。これらのソフトウェア関連支出のうち、将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められるものについては、無形固定資産（ソフトウェア）として資産計上し、製品発売後またはサービスリリース後の見積有効期間（原則として5年以内）に基づき償却を行っております。

当社では、開発着手時および決算期において入念な収益性および回収可能性の検証を行っておりますが、技術革新の加速や顧客ニーズの激変、あるいは競合製品との競争激化などにより、当初の計画通りの販売台数やクラウド契約数を確保できないケースが生じた場合や社内業務用ソフトウェアについての費用削減効果が見込まれなくなった場合等は、当該ソフトウェア資産について減損損失を計上する必要性が生じ、当社の経営成績および財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

6. インフラ・BCPに関するリスク

(1) 情報セキュリティおよびシステム障害について

当社が展開するクラウドサービス（「スマート大臣」等）では、ユーザー企業の機密情報や従業員の個人情報（マイナンバー等を含む）をクラウドサーバー（外部データセンターを含む）上で保管・処理しております。

当社は高度なセキュリティ対策を講じておりますが、想定を超えるサイバー攻撃、未知の脆弱性を突いた不正アクセス、あるいは大規模な自然災害等によりシステム障害や情報漏洩が発生した場合、サービス停止に伴う損害賠償責任の発生や、社会的信用の失墜、巨額の対策費用の発生などにより、当社の事業継続に重大な支障をきたす可能性があります。

(2) クラウドインフラ（データセンター）の外部依存および自然災害リスクについて

当社が展開するクラウドサービスは、外部の信頼性の高い大手データセンターおよびクラウドインフラストラクチャ（アマゾン ウェブ サービス（AWS）等）を採用し、高度な冗長化とセキュリティ体制のもとで運用されております。また、当社は主要な拠点を分散して配置（福岡本社・東京本社など）することで、災害時等の業務継続（BCP）体制の構築に努めております。

しかしながら、データセンターの設置地域や当社主要拠点の所在地において、想定を超える大規模な地震、津波、洪水等の自然災害、広域的な停電、テロ攻撃、あるいは基幹通信回線の予期せぬ大規模障害が発生した場合、当社のクラウドサービスが一時的に停止、あるいはユーザーのデータが損壊・消失するリスクを完全には排除できません。このような事態が発生した場合、社会的信用の失墜、顧客への損害賠償責任の発生、インフラ復旧のための多大なコスト負担などにより、当社の事業運営および業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

7. その他

(1) J-Adviserとの契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わない。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当する。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

- ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TPMの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

- ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

- ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

- ⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が(株)東京証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

相手先	契約年月日	契約内容	契約期間
Microsoft Ireland Operations Limited	2026年3月27日	サーバーおよびクラウド加入契約(EA契約) ※1	2026年4月1日から2029年3月31日まで
Microsoft Ireland Operations Limited	2025年3月13日	マイクロソフト製品/サービス契約登録(MPSA契約) ※2	期間の定めなし
Microsoft Ireland Operations Limited	2025年7月1日	Microsoft Independent Software Vendor Royalty License and Distribution Agreement ※3	2025年7月1日から2028年6月30日まで

※1 大臣クラウド/スマート大臣等のサービス基盤として利用するマイクロソフトAzureサービス等のライセンス購入契約になります。

※2 当社自身が利用するマイクロソフト製品/サービス購入のための契約になります。

※3 マイクロソフト製品に係るパートナー契約になります。

6 【研究開発活動】

当事業年度の研究開発費は433百万円であり、主な研究開発活動は以下のとおりであります。

(1) 製品開発

基幹業務システムは、従来、データの入力から集計資料の作成までを事務部門内で完結して運用していました。しかし、働き方改革やリモートワークの普及により、業務効率化の重要性が一層高まっています。そのため、各部署で利用するシステムを相互に連携させ、各部署や従業員が入力したデータを全社的に活用することで、事務部門にとどまらず全社的な業務効率化を実現することが求められています。

当社の「大臣シリーズ」は、各業務分野における基本機能の充実はもとより、全社的な業務効率化に貢献する機能改善・改良にも継続的に取り組んでおります。

(2) 応用研究

基幹業務（ERP領域）は、企業の経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を統合的に管理する領域であり、従来はルールベース・定型処理中心でした。

AI導入により、「判断業務の自動化」「予測に基づく経営判断支援」「異常検知によるリスク低減」といった高度な活用が進んでいます。

会計・財務、販売管理、人事労務などの分野別に、AIを活用した業務の自動化、効率化を実現し製品に投入するべく研究を行っております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、発行情報の公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における流動資産は12,399百万円となり、前事業年度末に比べ68百万円増加いたしました。これは主に売掛金が77百万円、前払費用が75百万円、未収消費税等が124百万円それぞれ増加した一方、現金及び預金が197百万円減少したことによるものであります。固定資産は6,398百万円となり、前事業年度末に比べ1,316百万円増加いたしました。これは主に、建物が1,950百万円増加した一方、建設仮勘定が757百万円減少したことによるものであります。

この結果、資産合計は18,798百万円となり、前事業年度末に比べ1,385百万円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は6,591百万円となり、前事業年度末に比べ346百万円増加いたしました。これは主に契約負債が310百万円増加したことによるものであります。固定負債は1,226百万円となり、前事業年度末に比べ43百万円増加いたしました。これは退職給付引当金が26百万円、役員退職慰労引当金が17百万円それぞれ増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は7,817百万円となり、前事業年度末に比べ389百万円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は10,980百万円となり、前事業年度末に比べ995百万円増加いたしました。これは、当期純利益1,329百万円を計上したのに対し、配当の実施により333百万円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

当事業年度の経営成績は、売上高6,089百万円（前期比11.7%増）、営業利益1,940百万円（同20.2%増）、経常利益は1,944百万円（同18.5%増）、当期純利益は1,329百万円（同19.0%増）となりました。

売上高が前期比11.7%、営業利益が同20.2%、経常利益が同18.5%、当期純利益が同19.0%それぞれ増加した主な要因は、「大臣クラウド」「スマート大臣」のクラウドサービスが前期比22.9%増と大きく伸びたことに加え、オンプレミス製品も前期比10.4%増と伸びていることによるものであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

「第3 事業の状況 4. 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3 事業の状況 1. 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日（2026年9月18日）から12ヶ月間の当社の運転資本は、自己資本による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、総額1,395百万円であり、主に開発部を置く福岡本社の機能拡充を図るため新社屋建設、並びに研究開発力の向上、事務合理化及び生産性の向上を目的とした工具、器具及び備品の導入によるものであります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(注) 当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）								従業員数 (人)
		建物	構築物	機械及び 装置	車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
福岡本社(旧) (福岡市中央区)	事務所	168	6	0	—	0	333 (418.77)	—	508	— (—)
福岡本社(新) (福岡市中央区)	事務所	1,970	29	10	0	75	2,600 (1010.16)	20	4,708	228 (1)
東京本社 (東京都渋谷区)	事務所	232	0	—	0	5	513 (358.96)	—	752	59 (—)
大阪支店 (大阪市北区)	事務所	6	—	—	0	2	—	—	9	23 (—)
名古屋支店 (名古屋市中区)	事務所	2	—	—	0	2	—	—	4	15 (—)
仙台支店 ほか4事業所	事務所	1	—	—	1	1	—	—	4	30 (—)
保養所 (福岡県糸島市)	保養所	71	13	—	—	0	34 (3829.00)	—	118	— (—)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」には、ソフトウェア及び電話加入権が含まれております。

2. リース契約による主要な賃借設備はありません。

3. 旧福岡本社は新社屋への移転に伴い2025年9月から休止中であり、現在賃借人を募集しております。

4. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

なお、当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

- (1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年8月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,320,000	14,490,000	483	4,830,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	19,320,000	14,490,000	483	4,830,000	—	—

注 1. 2026年5月18日開催の臨時株主総会決議により、2026年5月18日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は19,318,068株増加し、19,320,000株となっております。

2. 2026年5月18日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10,000株に分割しております。これにより、発行済株式数は4,829,517株増加し、4,830,000株となっております。

3. 2026年5月18日開催の臨時株主総会により、定款の変更が行われ、同日付で100株を1単位とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2023年3月14日 (注) 1	—	—	510	1,000	—	—
2026年5月18日 (注) 2	4,829,517	4,830,000	—	1,000	—	—

(注) 1. 会社法第450条第1項の規定に基づき、その他利益剰余金を減少し、資本金へ振り替えたものであります。

2. 2026年5月18日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は4,829,517株増加し、4,830,000株となっております。

(6)【所有者別状況】

2026年7月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	4	5	—

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
所有株式数 （単元）	—	—	—	19,800	—	—	28,500	48,300	—
所有株式数の 割合（％）	—	—	—	41.0	—	—	59.0	100	—

（注） 自己株式230,000株は、「個人その他」に含まれております。

（７）【大株主の状況】

「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」に記載のとおりであります。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年7月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 230,000	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,600,000	46,000	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,830,000	—	—
総株主の議決権	—	46,000	—

- 注 1. 2026年5月18日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10,000株に分割しており、完全議決権株式数（その他）は4,600,000株、発行済株式総数は4,830,000株となっております。
2. 2026年5月18日開催の臨時株主総会により、定款の変更が行われ、2026年5月18日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

②【自己株式等】

2026年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 応研株式会社	福岡県福岡市中央区天神四丁目8番9号	230,000	—	230,000	4.8
計	—	230,000	—	230,000	4.8

（９）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得 自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	23	—	230,000	—

(注) 2026年5月18日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10,000株に分割を行っており、最近期間の株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望し、財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当による年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。当事業年度の配当につきましては、配当性向が30.0%程度になるように配当を行いました。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、将来の事業展開のための資金に充当してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2026年3月16日 定時株主総会	402	876,000

2026年5月18日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10,000株に分割を行っており、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の株式数に基づいて算出しております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 1 名 （役員のうち女性の比率―％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	原田明治	1950年 5 月13日生	1973年 4 月 株式会社原田アソシエイツ入社 1985年 4 月 応用電算技研株式会社(現当社) 代表取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 5	4, 580, 000 (注) 6
取締役	営業部長	岸川 剛	1964年 9 月24日生	1985年 7 月 当社入社 1997年 2 月 当社取締役 営業部長就任（現任）	(注) 3	(注) 5	10, 000
取締役	開発部長	安藤直樹	1976年12月13日生	1999年 4 月 当社入社 2023年 3 月 当社取締役 開発部長就任（現任）	(注) 3	(注) 5	－
取締役	管理部長	江口健太郎	1980年 7 月 8 日生	2005年 4 月 当社入社 2026年 3 月 当社取締役 管理部長就任（現任）	(注) 3	(注) 5	－
取締役	—	浅野秀樹	1949年10月21日生	1975年10月 司法試験合格 1977年 4 月 裁判官任官 1995年 3 月 裁判官退官 1995年 4 月 弁護士登録(福岡県弁護士会) 1995年 4 月 警固法律事務所開設・入所(現任) 1995年 4 月 警固法律事務所代表弁護士就任 2012年 1 月 警固法律事務所代表弁護士退任 2019年 6 月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	(注) 5	－
監査役	—	上野眞宏	1961年 8 月 4 日生	1986年 2 月 当社入社 1991年 8 月 当社取締役 開発部長就任 2021年 3 月 当社取締役 総務部長就任 2024年 3 月 当社監査役(常勤)就任(現任)	(注) 4	(注) 5	10, 000
監査役	—	藺田 統	1968年 9 月 6 日生	1991年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現みずほ銀行）入社 1996年10月 中央青山監査法人入社 1996年10月 会計士補登録 2000年 4 月 公認会計士登録 2001年12月 当社入社（総務責任者） 2004年 9 月 当社退社 2004年10月 藺田公認会計士事務所開設（現任） 2016年 8 月 瑛智税理士法人開設、代表社員就任 2019年 6 月 当社社外監査役就任（現任） 2025年 4 月 瑛智税理士法人代表社員退任、同社社員就任（現任）	(注) 4	(注) 5	－
監査役	—	吉野直樹	1974年 3 月22日生	1997年 4 月 タカラスタンダード株式会社入社 1998年 2 月 小野電気工事株式会社 入社 2000年11月 木村好晴税理士事務所 入所 2006年 8 月 税理士法人オフィス921 入所 2010年 8 月 十文字会計鑑定事務所（現土屋会計事務所） 入所 2012年11月 税理士法人恒輝 入所 2017年10月 瑛智税理士法人 入所 2022年10月 吉野直樹税理士事務所 開設（現任） 2026年 3 月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 4	(注) 5	－
計							4, 600, 000

(注) 1. 取締役 浅野秀樹は、社外取締役であります。

2. 監査役 藺田統、吉野直樹は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2026年 5 月18日開催の臨時株主総会終結の時から、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2026年 5 月18日開催の臨時株主総会終結の時から、4 年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 2025年12月期における役員報酬の総額は94,000千円を支給しております。

6. 代表取締役原田明治の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社HARADAが所有する株式数1,980,000株を合算して記載しております。

7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、また、能力主義に基づく積極的な人材の登用のため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は1名で、西本征二が就任しております。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
執行役員	西本征二	1967年8月27日生	1989年2月 当社入社 2021年7月 執行役員就任（現任）	-	-	-

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、会計監査等の機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令又は定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、3名の監査役（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役会は、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。取締役会や経営会議等に出席するなど取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査しております。

c. 内部監査

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、代表取締役の指示により内部監査委員2名が各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役及び監査法人と連携しながら効果的・効率的な監査となるよう留意しております。

d. 会計監査

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は宮寄健氏、田中晋介氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名、その他9名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの構築が重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な企業価値の向上および健全な経営基盤の確立を目的として、リスク管理に関する基本方針を定めた「リスク管理規程」を制定し、ビジネスに伴う多角的なリスクを的確に把握・管理する体制を整備・運用しております。また、必要に応じて弁護士等複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を取っております。

⑤ 社外取締役および社外監査役との関係について

当社は社外取締役1名、社外監査役を2名選任しており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外取締役及び社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑥ 企業統治に関するその他の事項

a. 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

b. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出

c. 取締役会で決議できる株主総会決議事項
イ. 自己株式の取得

口. 中間配当

d. 取締役及び監査役の責任免除

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

株主総会

取締役会

監査役会

代表取締役

コンプライアンス委員会
経営危機対策本部

内部監査室

会計監査人

各業務執行部門

顧問弁護士等

選任

報告

選定・解職・監督

報告

指示

連携

連携

連携

監査

助言・指導

①【監査法人に対する報酬の内容】

②【その他重要な報酬の内容】

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、事業内容の特性等に基づいた監査日数等を勘案し、監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との情報交換を密にするとともに、各種団体主催のセミナーへの参加等情報収集を行うようにしております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,908	10,710
受取手形	※1 6	※1 6
売掛金	1,198	1,275
商品	10	12
仕掛品	0	0
原材料及び貯蔵品	21	12
前払費用	184	260
未収消費税等	—	124
その他	1	0
貸倒引当金	—	△4
流動資産合計	12,330	12,399
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	502	2,453
構築物（純額）	23	49
機械及び装置（純額）	0	10
車両運搬具（純額）	8	3
工具、器具及び備品（純額）	20	88
土地	3,481	3,481
建設仮勘定	757	—
有形固定資産合計	※2 4,792	※2 6,086
無形固定資産		
ソフトウェア	2	18
その他	1	1
無形固定資産合計	4	20
投資その他の資産		
繰延税金資産	220	243
その他	64	47
投資その他の資産合計	285	291
固定資産合計	5,082	6,398
資産合計	17,412	18,798

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	194	198
未払金	224	227
未払費用	112	123
未払法人税等	321	394
契約負債	5,179	5,490
預り金	64	73
賞与引当金	47	49
役員賞与引当金	34	34
未払消費税等	67	—
流動負債合計	6,245	6,591
固定負債		
退職給付引当金	586	612
役員退職慰労引当金	596	613
固定負債合計	1,182	1,226
負債合計	7,428	7,817
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
利益剰余金		
利益準備金	154	187
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,005	9,968
利益剰余金合計	9,160	10,156
自己株式	△175	△175
株主資本合計	9,984	10,980
純資産合計	9,984	10,980
負債純資産合計	17,412	18,798

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
売上高	※1 5,450	※1 6,089
売上原価		
商品期首棚卸高	15	10
当期製品製造原価	1,494	1,755
当期商品仕入高	46	51
合計	1,556	1,817
商品期末棚卸高	10	12
売上原価合計	1,545	1,804
売上総利益	3,904	4,284
販売費及び一般管理費	※2, ※3 2,290	※2, ※3 2,344
営業利益	1,614	1,940
営業外収益		
受取利息	0	5
保険解約返戻金	26	—
その他	0	0
営業外収益合計	27	6
営業外費用		
固定資産除却損	0	0
その他	0	1
営業外費用合計	0	1
経常利益	1,641	1,944
税引前当期純利益	1,641	1,944
法人税、住民税及び事業税	538	638
法人税等調整額	△14	△23
法人税等合計	524	615
当期純利益	1,117	1,329

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)		当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 （%）	金額（百万円）	構成比 （%）
I 材料費	※ 1	523	35.0	637	36.3
II 労務費		854	57.2	991	56.5
III 経費		116	7.8	127	7.2
当期総製造費用		1,494	100.0	1,755	100.0
期首仕掛品棚卸高		0		0	
合計		1,494		1,755	
期末仕掛品棚卸高		0		0	
当期製品製造原価		1,494		1,755	

（注）※ 1 主な内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

項目	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
外注加工費	40	45
水道光熱費	6	9
減価償却費	9	29
消耗品費	32	26
地代・家賃	24	16

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,000	122	8,237	8,360	△175	9,184	9,184
当期変動額							
剰余金の配当			△317	△317		△317	△317
配当に伴う利益準備金の積立		31	△31	—		—	—
当期純利益			1,117	1,117		1,117	1,117
当期変動額合計	—	31	768	799	—	799	799
当期末残高	1,000	154	9,005	9,160	△175	9,984	9,984

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,000	154	9,005	9,160	△175	9,984	9,984
当期変動額							
剰余金の配当			△333	△333		△333	△333
配当に伴う利益準備金の積立		33	△33	—		—	—
当期純利益			1,329	1,329		1,329	1,329
当期変動額合計	—	33	962	995	—	995	995
当期末残高	1,000	187	9,968	10,156	△175	10,980	10,980

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,641	1,944
減価償却費	45	86
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	4
賞与引当金の増減額(△は減少)	8	2
退職給付引当金の増減額(△は減少)	40	26
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△41	17
受取利息	△0	△5
固定資産除売却損益(△は益)	△0	0
保険解約返戻金	△26	—
売上債権の増減額(△は増加)	△22	△77
棚卸資産の増減額(△は増加)	4	6
前払費用の増減額(△は増加)	△29	△75
未収・未払消費税等の増減額	△10	△192
長期前払費用の増減額(△は増加)	△2	2
仕入債務の増減額(△は減少)	25	3
契約負債の増減額(△は減少)	699	310
未払金の増減額(△は減少)	△10	△3
未払費用の増減額(△は減少)	1	11
預り金の増減額(△は減少)	△3	9
その他流動資産の増減額(△は増加)	2	2
小計	2,321	2,072
受取利息の受取額	0	5
法人税等の支払額	△522	△564
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,798	1,513
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△680	△1,368
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	△1	△20
生命保険解約による収入	37	—
その他	0	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	△644	△1,376
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△317	△333
財務活動によるキャッシュ・フロー	△317	△333
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	836	△197
現金及び現金同等物の期首残高	10,071	10,908
現金及び現金同等物の期末残高	※ 10,908	※ 10,710

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、原材料・・・・・・・・・・月次総平均法による原価法
- ・貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
構築物	10年～20年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、財務会計/人事労務管理/販売・顧客管理などのソフトウェアを開発・販売しており、主な収益はソフトウェア利用のクラウドサービスや保守サービス等のサービス提供及びオンプレミス型のパッケージソフトウェア販売等であります。

ソフトウェア利用のクラウドサービスや保守サービスについては顧客との契約に基づき一定の期間にわたり収益を認識しています。一方で、オンプレミス型のパッケージソフトウェア販売については顧客との契約に基づき商品を出荷した時点で収益を認識しております。

商品の対価は、商品の引渡し後、おおむね2か月以内に受領しております。対価には金利要素は含まれておりません。クラウドサービス及び保守サービスについては、多くの場合、契約期間にわたる対価をサービス開始時点までに一括で受領しております。

当社が代理人となる取引に係る収益は、純額で計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書上の資金（現金及び現金同等物）には、手許現金、要求払預金を計上しております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)
「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(貸借対照表関係)

※1 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。
なお、期末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
受取手形	2百万円	1百万円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	546百万円	609百万円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
広告宣伝費	179百万円	172百万円
給与手当	473	495
賞与	201	205
法定福利費	118	119
賞与引当金繰入額	28	26
役員賞与引当金繰入額	34	34
退職給付費用	32	29
役員退職慰労引当金繰入額	19	17
減価償却費	35	56
研究開発費	438	433
旅費交通費	128	123
おおよその割合		
販売費	54.4%	53.7%
一般管理費	45.6%	46.3%

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
	438百万円	433百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	483	—	—	483
合計	483	—	—	483
自己株式				
普通株式	23	—	—	23
合計	23	—	—	23

(注) 2026年5月18日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10,000株に分割を行っております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月18日 定時株主総会	普通株式	317	690,000	2023年12月31日	2024年3月18日

(注) 2026年5月18日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10,000株に分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の株式数に基づいて算出しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年3月17日 定時株主総会	普通株式	333	利益剰余金	725,000	2024年12月31日	2025年3月18日

(注) 2026年5月18日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10,000株に分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の株式数に基づいて算出しております。

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	483	—	—	483
合計	483	—	—	483
自己株式				
普通株式	23	—	—	23
合計	23	—	—	23

(注) 2026年5月18日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10,000株に分割を行っております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月17日 定時株主総会	普通株式	333	725,000	2024年12月31日	2025年3月18日

(注) 2026年5月18日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10,000株に分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の株式数に基づいて算出しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年3月16日 定時株主総会	普通株式	402	利益剰余金	876,000	2025年12月31日	2026年3月17日

(注) 2026年5月18日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10,000株に分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の株式数に基づいて算出しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
現金及び預金勘定	10,908百万円	10,710百万円
現金及び現金同等物	10,908	10,710

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等の運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従ってリスク低減を図っております。

なお、デリバティブ取引は原則として行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債権に占める特定の販売代理店に対する債権の割合は大きいものの、過度な信用リスクの集中はありません。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。未払金は、主に経費関係のもので1か月以内に支払期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、取引先の信用調査及び状況確認を定期的に行うとともに、取引先別に回収期日管理及び残高管理を行っております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）は、資金計画を適時に作成・更新するとともに、サービス代金の前受けの促進による手元流動性の維持等により、管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,908	—	—	—
受取手形	6	—	—	—
売掛金	1,198	—	—	—
合計	12,112	—	—	—

当事業年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,710	—	—	—
受取手形	6	—	—	—
売掛金	1,275	—	—	—
合計	11,992	—	—	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

なお、退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、勤務期間に基づいた一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
退職給付債務の期首残高	545百万円	564百万円
勤務費用	53	53
利息費用	4	7
数理計算上の差異の発生額	△21	△49
退職給付の支払額	△17	△32
退職給付債務の期末残高	564	544

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
退職給付債務	564百万円	544百万円
未積立退職給付債務	564	544
未認識数理計算上の差異	21	68
退職給付引当金	586	612

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
勤務費用	53百万円	53百万円
利息費用	4	7
数理計算上の差異の費用処理額	—	△2
確定給付制度に係る退職給付費用	58	58

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
割引率	1.29%	2.19%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
敷金	3百万円	4百万円
未払費用	2	2
未払事業税	16	21
賞与引当金	14	14
貸倒引当金	—	1
税務上の繰延資産	—	1
退職給付引当金	178	191
役員退職慰労引当金	181	192
その他	5	6
繰延税金資産小計	402	436
評価性引当額	△181	△192
繰延税金資産合計	220	243
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産純額	220	243

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2024年12月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2025年12月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.45%から31.36%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は5百万円増加し、法人税等調整額（△）が5百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

当社は、営業所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

前事業年度においては、クラウドサービスに係る売上高は1,801百万円、保守サービスに係る売上高は1,718百万円、クラウドサービスや保守サービス以外のオンプレミス型のパッケージ販売等（指導サービス収入等を含む）の売上高は1,929百万円 となっています。

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

当事業年度においては、クラウドサービスに係る売上高は2,214百万円、保守サービスに係る売上高は1,744百万円、クラウドサービスや保守サービス以外のオンプレミス型のパッケージ販売等（指導サービス収入等を含む）の売上高は2,130百万円 となっています。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
契約負債（期首残高）	4,479	5,179
契約負債（期末残高）	5,179	5,490

主にクラウドサービス及び保守サービスにかかる顧客からの前受収益に関連するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	3,315	3,588
1年超	1,863	1,901

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

品目別売上高

(単位：百万円)

品目	売上高
クラウドサービス	1,801
オンプレミス製品他	1,929
保守サービス	1,718
合計	5,450

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
株式会社リコー	1,228	—

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

品目別売上高

(単位：百万円)

品目	売上高
クラウドサービス	2,214
オンプレミス製品他	2,130
保守サービス	1,744
合計	6,089

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
株式会社リコー	1,396	—

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
1株当たり純資産額	2,170.52円	2,387.01円
1株当たり当期純利益	242.90円	288.99円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2026年5月18日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
当期純利益(百万円)	1,117	1,329
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,117	1,329
普通株式の期中平均株式数(株)	4,600,000	4,600,000

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	9,984	10,980
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	9,984	10,980
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	4,600,000	4,600,000

(重要な後発事象)

当社は、2026年5月18日開催の取締役会決議に基づき、2026年5月18日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2026年4月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	483株
今回の分割により増加する株式数	4,829,517株
株式分割後の発行済株式総数	4,830,000株
株式分割後の発行可能株式総数	19,320,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2026年5月18日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

該当事項はありません。

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	830	2,004	—	2,835	382	53	2,453
構築物	49	30	—	80	30	4	49
機械及び装置	24	12	—	36	25	1	10
車両運搬具	104	3	6	102	98	8	3
工具、器具及び備品	91	82	13	160	71	13	88
土地	3,481	—	—	3,481	—	—	3,481
建設仮勘定	757	1,367	2,125	—	—	—	—
有形固定資産計	5,339	3,500	2,144	6,695	609	81	6,086
無形固定資産							
ソフトウェア	34	20	—	54	36	4	18
その他	1	—	—	1	—	—	1
無形固定資産計	36	20	—	56	36	4	20

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 福岡本社ビル建物建築工事代金 1,367百万円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	—	4	—	—	4
賞与引当金	47	49	47	—	49
役員賞与引当金	34	34	34	—	34
退職給付引当金	586	58	32	—	612
役員退職慰労引当金	596	17	—	—	613

【資産除去債務明細表】
該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	0
預金	
普通預金	10,593
郵便貯金	117
小計	10,710
合計	10,710

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
クラブン株式会社	2
パステムソリューションズ株式会社	1
旭陽電業株式会社	0
宮島商事株式会社	0
株式会社ウチダビジネスソリューションズ	0
その他	0
合計	6

期日別内訳

期日	金額（百万円）
2025年12月満期	1
2026年1月満期	3
2月満期	0
3月満期	1
合計	6

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
株式会社リコー	289
富士フイルムビジネスイノベーション株式会社	188
キャノンシステムアンドサポート株式会社	105
ダイワボウ情報システム株式会社	64
リコージャパン株式会社	52
その他	576
合計	1,275

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,198	7,750	7,672	1,275	87.4	58.2

（注） 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ. 商品

品目	金額（百万円）
商品	
大臣サプライ（大臣専用伝票・帳票用紙）	9
周辺機器（タイムレコーダー）	3
合計	12

ホ. 仕掛品

品目	金額（百万円）
大臣エンタープライズ製品部材	0
合計	0

へ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額（百万円）
原材料	
製品マニュアル	6
製品パッケージ	0
製品用CD	1
小計	8
貯蔵品	
クオカード	3
レターパック	0
収入印紙	0
切手	0
商品券	0
小計	4
合計	12

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（百万円）
日本ビジネスシステムズ株式会社	85
株式会社建設ドットウェブ	43
クロノス株式会社	25
ダイワボウ情報システム株式会社	13
泰平印刷株式会社	6
その他	24
合計	198

ロ. 契約負債

区分	金額（百万円）
クラウド前受収益	3,140
保守前受収益	1,776
ユースウェア前受収益	545
その他	27
合計	5,490

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 1 月 1 日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年 3 月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	普通株式
剰余金の配当の基準日	毎年 6 月30日、毎年12月31日
1 単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注） 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店（注） 1
買取手数料	無料（注） 2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.ohken.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注） 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第 1 項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第 3 【株主の状況】

氏名又は名称 (注) 1	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
原田 明治 ※ 1, 2	福岡県福岡市中央区	2,600,000	56.52
株式会社HARADA ※ 1, 5	福岡県福岡市中央区平尾五丁目11番4号	1,980,000	43.04
上野 眞宏 ※ 4	福岡県福岡市早良区	10,000	0.22
岸川 剛 ※ 3	福岡県筑紫野市	10,000	0.22
計	—	4,600,000	100.00

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 - 2 特別利害関係者等 (当社代表取締役)
 - 3 特別利害関係者等 (当社取締役)
 - 4 特別利害関係者等 (当社監査役)
 - 5 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長の二親等以内の血族により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
2. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 5 日

応 研 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

宮 寄 健

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

田 中 晋 介

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている応研株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、応研株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上